

朝霞市立朝霞第七小学校 いじめ防止基本方針

平成25年10月1日策定

平成28年12月1日改定

令和4年10月17日改定

令和5年4月5日改定

はじめに

本校では、平成25年度に「朝霞市立朝霞第七小学校 いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止と発生した場合の早期解決に努めてきました。また、学校の実態に合わせて取組等の見直しを行い、改定をしてきました。

しかしながら、令和4年度にいじめを原因とした長期にわたる不登校状態を余儀なくされる「重大事態」が発生しました。いじめ問題に対する教員の認識、道徳的な判断力や実践力の育成などの未然防止の取組、児童や学級の実態把握、問題が発生した際の迅速な初期対応や拡大防止の指導の徹底、「いじめ防止対策委員会」の組織的な対応、保護者への情報提供や連携に不十分な点がありました。

また、暴力的な行為やからかいが継続したケース、不登校傾向にあった児童に対して不適切な言葉や行動で心に傷をつけたケースなどの事案も発生しました。

そこで令和4年度に発生した問題を踏まえて、いじめ問題の未然防止・再発防止を徹底して「いじめのない明るく楽しい学校」で、伸び伸び学べる学校を実現すべく以下のように「朝霞市立朝霞第七小学校 いじめ防止基本方針」を改定します。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜ いじめ防止対策推進法 第2条（定義）より ＞

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

＜ 平成18年度 文部科学省

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より ＞

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係の児童はいない。」という基本認識にた

ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

「特別の教科 道徳」の時間には、道徳性を養い、道徳的な判断力や実践力を高める。また、教育活動全体を通して、命の大切さを指導して自殺を防止するとともに、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を育む。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ① えがおであいさつ運動いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

「いやがることを しない 言わない 認めない」の掲示

- ②七小「お・あ・し・す」運動の取組

全校をあげて実践することができるよう取り組む。(お→大きな声で笑顔のあいさつ・あ→明るく元気に外遊び・し→静かに右側廊下歩行・す→すみずみまできれいに掃除)

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
- ・縦割り交流会での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

- ② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動等でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じること、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちとわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、アンケート等、様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

イ おかしいと感じた児童がいる場合には学年会や生徒指導委員会等の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、担任、学年主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭等が当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 生活の中での悩み事の有無を、月に1回確認する。

オ 「学校生活に関するアンケート」を学期に1回行うとともに、記入がある場合など必要に応じて面談を実施して、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

カ 「心と生活アンケート」を年1回行い、児童の心の状況を把握することで、問題の早期発見・早期対応につなげる。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、教育相談担当や養護教諭、必要に応じてこども相談室の相談員と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) SNSによるトラブルが発生した場合の対応

ア 不適切な書き込みは、内容の即時削除を当該児童の保護者に依頼し、削除したことを確認する。

イ 情報が不特定に拡散されている可能性がある場合は、朝霞市教育委員会、朝霞警察署に相談して対応をする。

(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きた時には家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ いじめられている児童が、学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況を踏まえて、朝霞市子ども相談室や埼玉県「よい子の電話教育相談」、
「いのちの電話」等の相談窓口をあらかじめ周知しておく。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導委員会」

生徒指導委員会を月1回行い、情報交換し、共通行動について話し合うとともに、職員会議の中で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、共通行動の確認を行う。

いじめや不登校、問題行動等の生徒指導上の諸問題は会議資料に入力し、記録として卒業するまで保存するとともに中学校進学の際には確実に引継ぎを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置を行い、速やかに校長・教頭に報告をする。

状況によっては、校長の指示により緊急生徒指導委員会を開催し、敏速な対応を行う。

当該家庭には適時、情報を提供し連携して対応をする。

法において、いじめが犯罪行為として扱われるべきものである場合には、朝霞市教育委員会に報告し、朝霞警察署と連携して対処していく。

【緊急生徒指導委員会参加メンバー】 ※メンバーは事案により異なる

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、朝霞市教育委員会
朝霞市こども未来課、所沢児童相談所、朝霞警察署、子ども相談室、
父母と先生の会会長、学校運営協議会委員、県SC（スクールカウンセラー）SSW（スクールソーシャルワーカー）など

5 重大事態への対応

重大事態とは、法等の定義により、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の基準の年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合も含む）となっている。

重大事態が発生した場合には、

- ア 校長は朝霞市教育委員会に事態発生を報告する。
- イ 重大事態に対するいじめ防止対策委員会を組織し、実態把握や問題解決の方法を決定する。必要に応じて4(2)の緊急生徒指導委員会を組織し、外部機関と連携して対応する。
- ウ 事実関係を明確にするため、組織で調査を実施する。
- エ いじめを受けた児童及び保護者に対しての適切な情報を提供する。
- オ 校長は調査結果を朝霞市教育委員会に報告する。
- カ 重大事態の調査に係る第三者委員会が開かれる場合には、その指示に従って情報を提供する。
- キ 関係児童・保護者に報告し、必要な指導を行う。
- ク 調査結果を踏まえて、学校は再発防止に取り組む。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもっていじめが解消したとは判断できない。いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為（被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行われるものを含む）が3か月以上止んでいる状態を目安とする。②被害児童が心身の苦痛を感じていないことをもって「解消している」状態と判断するが、その際は保護者にも確認を行う。

いじめが解消したと判断しても、その後も継続して被害児童が安心して学校生活を送ることができているか確認をする。